

令和元年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和元年第10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和元年10月 4日(金)
- 2 招集通知日 令和元年10月 4日(金)
- 3 招集日時 令和元年10月17日(木) 午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(5名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 2名 9番 古川雅和委員 11番 吉田 誠次郎委員

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	佐藤 信雄	稲田	有馬 勝三	仁井田	斎藤 敏夫	長沼	服部 弥
長沼	松川美智夫						

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 5名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名

有馬 勝三委員 松川 美智夫委員

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	〃 主 事	長谷川 匠

11 議 案

議案第 43 号 農用地利用集積計画について

議案第 44 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 44 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 45 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書について

報告第 46 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 2 時 1 5 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 18 番 二瓶 寿 農業委員と 19 番 佐藤 健一 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後2時15分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和元年10月 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和元年 第10回総会

令和元年10月17日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第43号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第43号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第43号「農用地利用集積計画について」は計画どおり決定することといたします。

議 長 次に、議案第44号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第44号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第44号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画通り議決し、決定する旨の意見とします。

議 長 次に、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明。

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員から
お願いいたします。

服部推進員 受理番号第 58 号について説明いたします。

申請地は譲渡人が相続した土地ですが、高齢となったため実家である譲受人へ戻すことにしたものです。譲受人は水稲、野菜を作っており、「はたけんぼ」にも出荷しています。周辺の農地に影響を与えるものはありません。

許可上、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 45 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 45 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議 長 次に、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

申請地は申請者の秋山氏の自宅の南側に位置し、作業場と倉庫にするための申請です。排水溝については U 字溝を使い現在の排水溝に流すことになっています。付近の農地に影響を与えるものはなく、許可上、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、受理番号 4 号については斎藤推進委員、お願いいたします。

斎藤推進委員 受理番号第 4 号について説明いたします。

申請者の(株)山一の業務拡張に伴う重機置場等としての申請です。土砂の流失、排水についても付近に与える影響はなく、許可上、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 24 号、第 25 号について説明いたします。

受理番号第 24 号、第 25 号については、借受人の(株)グリーンシステムコーポレーションから貸付人の向山氏に太陽光発電施設のため、20 年間の賃借権を設定し借り受けるための申請です。調査したところ付近に与える影響はなく、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に、受理番号 32 号、第 33 号、第 34 号について、大河原農業委員、お願いいたします。

大河原農業委員 受理番号第 32 号、第 33 号、第 35 号について説明いたします。

申請地は貸付人の三瓶氏が競売により取得したもので、賃借権を設定し太陽光発電設置をするための申請です。いずれの土地も平坦で、土砂の流失もなく問題ない土地であります。

周辺居住者の聞き取りの中で、事業実施に対する詳細の説明を聞かないことには同意できないとの回答がありました。(事務局から指導にて対応済)

また、雑草への対策をはじめ管理をしっかり行ったうえで、隣接する方々の意見を吸い上げてくれるのであれば、概ね賛成だということ聞き取り調査してきました。

申請地は舗装道路にU字溝も設置されており、何ら問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、受理番号 35 号については栗野農業委員、お願いします。

栗野農業委員 受理番号 35 号について説明いたします。

譲受人の城野氏は警備会社を経営しており、譲渡人の加藤氏の住宅を買い上げて事務所として利用するものですが、駐車場がないため、隣接している申請地を駐車場とするための申請です。

申請地は、農地の集団性を阻害するものではなく、土砂の流失もなく付近の農地に与える影響はないと思われます。

許可上、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 42 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 43 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 9 件です。

○報告第 44 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」
4 件です。

○報告第 45 号「農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について」 1 件です

○報告第 46 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

(特になし)

議 長 事務局からお願いします。

○県外視察研修・福島県下農業委員大会について

○第 11 回須賀川市農業委員会総会について

○産業フェスティバルの中止について

○台風 19 号による農業災害の情報提供依頼について

議 長 ほかに無ければ、これにて令和元年度第 10 回須賀川市農業委員会
総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。